

一時輸出入のための通関書類 (T-1345)

I 輸出申告書の記載要領

「A」, 「B」, 「C」及び「G」欄には、一時輸出入のための通関書類(以下「特別通関手帳」という。)の表紙の表面の記載事項と同一の内容を記載する。

「D」欄には、輸出物品の積載船(機)名、出港予定年月日及び仕向地を記載する。

輸入(納税)申告書(免税明細書兼用)の記載要領

「A」, 「B」, 「C」及び「K」欄には、特別通関手帳の表紙の表面の記載事項と同様の内容を記載する。

「C」欄に記入する物品の用途は、関税率法第17条第1項各号(第1号、第4号及び第11号を除く。)(再輸出免税)の規定の表現に即した表現(例えば、商品見本(Commercial samples))により記載する。

「F」欄には、輸入物品の積載船(機)名、入港予定年月日及び積出地を記載する。

再輸出申告書の記載要領

「A」, 「B」, 「C」及び「G」欄には、特別通関手帳の表紙の表面の記載事項と同一の内容を記載する。

「D」欄には、再輸出物品の積載船(機)名、出港予定年月日及び仕向地を記載する。

「Fb)」欄には、当該特別通関手帳に係る一時輸入物品で、その再輸出期間内に再輸出されないものがある場合に、当該再輸出されない物品に係る特別通関手帳の総合物品表の品目番号、品名及び数量並びに当該物品について関税率法施行令第37条第1項(再輸出貨物の用途外使用等の届出)の規定による届出又は同令第38条(再輸出免税貨物の亡失又は滅却の場合の準用規定)において準用する同令第11条第1項(製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続)の規定による亡失届の提出等が行われているときは、その旨を記載する。

「Fc)」欄には、上記「Fb)」欄に用途外使用等届又は亡失届の提出等について記載した場合に、当該用途外使用等届又は亡失届の番号を記載させる。

再輸入(納税)申告書の記載要領

「A」, 「B」及び「G」欄には、特別通関手帳の表紙の表面の記載事項と同一の内容を記載する。

「C」欄には、輸入物品の積載船(機)名、入港年月日及び積出地を記載する。

V 上記Iから までの申告書に係る物品表の記載要領

「品目番号」から「価額」までの欄には、特別通関手帳の総合物品表のそれぞれの欄と同様に記載する。

なお、物品表の続き用紙が使用されている場合、「続き用紙番号…」欄には、使用される続き用紙の一連番号を記載する。